

# 総合特別区域の事後評価基準

## 1. 事後評価の方法

総合特別区域（以下「総合特区」という。）の事後評価については、基本方針に基づき地方公共団体においてとりまとめた評価書について、総合特別区域の専門家評価に係る委員（以下「専門家委員」という。）が下記の基準に沿って評価を行う。

## 2. 専門家評価

### (1) 目標に向けた取組の進捗に関する評価

#### i) 取組の進捗について

- ・ 評価書においては、地方公共団体は可能な限り、①数値目標に係る定量的数値の進捗度を測ることとし、これが困難な場合、②代替指標の進捗度測定、これも困難な場合、③定性的評価を行う。なお、国際戦略総合特区は、①又は②で対応することを基本とする。

#### ① 毎年度の数値目標及びその実績値

- ・ それぞれの総合特区において5年程度後の目標を設定しているが、新たに設定する各年度の目標に対する実績値の割合から自動的に進捗度を判定する（A～Eの5段階（※1））。このため、専門家委員が再度評価をするものではない。

※1：進捗度の判定基準

進捗度	目標値に対する実績値の割合	評価
A	100%以上	計画以上に取組が進捗している
B	80%以上 100%未満	おおむね計画通り取組が進捗している
C	60%以上 80%未満	取組にやや遅れがみられる
D	40%以上 60%未満	取組の進捗に遅れがある
E	40%未満	取組の進捗に大きな遅れがある

- ・ 評価指標が複数ある場合、評価指標ごとに判定をした上で、総合的な判定を評価指標数による平均値（四捨五入）にて行う。なお、複数ある評価指標のうち、一部については数値実績を把握可能、一部については代替指標を用いる場合も考えられる。
- ・ また、計画作成時に立てた総合特区の最終目標（原則として指定申請時と同一）及び各年度の目標は、変更を行わないことを基本とする。

注）数値に係る「留保条件」が付されている場合はその達成状況についても記載

#### ② 代替指標による進捗度測定

- ・ 計画初期から中期には具体的な数字を設定できない場合等には、総合特区で目指す目標値に資するような代替指標（代替の数値目標）の設定を可能とする（例：研究開発を行い生産高の向上を目指すような目標の場合、代替指標として、特許数、論文数等）。
- ・ 代替指標による各年度の目標値に対する実績値の割合から自動的に進捗度を判定（A～Eの5段階（※1））。上記①に同じ）
- ・ 認定計画書に記載した評価指標について、計画期間の途中段階では使用できない理由を記

載するとともに、設定した代替指標が目標達成に寄与するものとなっているか等、専門家委員が評価する。(目標設定の考え方等が優れている(+1)、妥当である(±0)、改善の余地がある(-1))。

### ③ 認定計画書に記載した目標に対する取組の定性的評価

- ・ 数値の集計が困難な場合には、目標の達成に向けた取組の状況について、評価対象年度に行った事業等の取組について地方公共団体が定性的に振り返った記述に対し、専門家委員が下記の基準により点数付けを行う。

<判定基準>

A: 計画以上に取組が進捗していると認められる

B: おおむね計画通り取組が進捗していると認められる

C: 取組にやや遅れが認められる

D: 取組の進捗に遅れがあると認められる

E: 取組の進捗に大きな遅れがあると認められる

- ・ 指定前の状況である前年度の数値は、「参考」として用いることとする。(②の代替指標の場合も同じ。)

### ○目標設定の考え方や数値の根拠等

- a) ・ 目標設定の考え方及び数値の根拠 (認定計画書に記載した目標に対する実績評価及び代替指標に基づく実績評価の場合)

- ・ 目標設定の考え方及び計画の進行管理の方法 (定性的評価の場合)

- b) 各事業の連携による効果 (共通記載事項)

進捗度を算出するに当たっての前提となる、①各年度の目標設定の考え方、②数値の根拠又は計画の進行管理の方法、③各事業の連携による効果につき、専門家委員が妥当性を評価する。(目標設定の考え方等が優れている(+1)、妥当である(±0)、改善の余地がある(-1))。

加点又は減点を行う場合は専門家委員が要点をコメントする。

なお、この場合、進捗度が外部要因による数値への大幅な影響等があること等を地方公共団体が記載している場合は、これについても加えて評価する。

### ii) 今後の取組の方向性

目標に対する取組(規制の特例措置を活用するものを含む。)の進捗状況を踏まえた課題の把握やこれらを踏まえた次年度以降の取組の方向性(改善策等)が、適正であるか否かについて、専門家委員が5段階で評価する。

<判定基準>

A: 取組の進捗に係る課題の把握(要因分析)及び翌年度以降の取組の方向性が極めて適正であると認められる

B: 取組の進捗に係る課題の把握(要因分析)及び翌年度以降の取組の方向性が十分に適正であると認められる

C: 取組の進捗に係る課題の把握(要因分析)及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると認められる

D: 取組の進捗に係る課題の把握(要因分析)及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると

認めるには不十分である

E：取組の進捗に係る課題の把握（要因分析）及び翌年度以降の取組の方向性が適正であると認められない

## （２）支援措置の活用と地域独自の取組の状況

①規制の特例措置を活用した事業等の評価（状況及び直接効果（可能な限り数値を算出したもの）について地方公共団体が評価したものに規制所管府省が特例の効果の確認等を行ったもの）、②財政・税制・金融支援の活用実績（政策課題に応じた区分別）、③地域独自の取組の状況（地域における税制・財政・金融上の支援措置、規制緩和・強化等（可能であれば数値を算出）、体制の強化、関連する民間の取組等）について、規制の特例措置を活用した事業等が推進できているか、財政等の支援措置を十分に活用又は執行できているか、という観点から専門家委員が５段階で評価する。

＜判定基準＞

- A：規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置（以下「規制の特例措置等」という。）の活用や地域独自の取組が極めて十分に行われていると認められる
- B：規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が十分に行われていると認められる
- C：規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われていると認められる
- D：規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われていると認めるには不十分である
- E：規制の特例措置等の活用や地域独自の取組が行われているとは認められない

## （３）総合評価

地方公共団体の取組が国際競争力の強化又は地域の活性化に資するものとなっているか、評価項目全般について要因分析や今後の取組への助言を含めた定性的なコメント及び５段階で、専門家委員が評価。

総合評価に当たっては、（１）の目標に向けた取組の進捗に関する評価（A～E）と（２）の規制の特例措置等の活用等に係る評価（A～E）の平均値に、③現地調査時の指摘事項に対する対応状況（評点なし）及び④地方公共団体による総合評価（評点なし）を加味して総合評価の評価点を算出する。

なお、地方公共団体が取りまとめた「別添（参考）認定計画書に記載した数値目標に対する実績」について、代替指標・定性的な事業進捗との比較分析に係る評価を行うこととし、これも加味して総合評価する。

（例：現地調査の指摘事項に対する対応等が優れていると認められる場合は１段階上げ、対応等が不十分と認められる場合は総合評価を１段階下げることとする。）

＜判定基準＞

- A：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が著しく優れていると認められる
- B：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が十分に優れていると認められる
- C：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であると認められる
- D：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であると認めるには不十分である
- E：全体的な取組の進捗、内容及び今後の方向性が適当であるとは認められない